

## 越生町郵便封筒の広告掲載に関する取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、越生町有料広告掲載に関する基本要綱に基づき、越生町が作成する公用の郵便封筒(以下「郵便封筒」という。)への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体の規格)

第2条 広告掲載をすることのできる郵便封筒は、主に角2及び長3規格のものとする。

### (広告掲載の規格等)

第3条 広告掲載の位置、枠数、規格、枚数及び料金は、別表のとおりとする。

2 広告の掲載は、2枠以上を結合して掲載することができる。この場合の料金は、1枠当りの掲載料金に結合した枠数を乗じて得た額とする。

3 広告掲載の期間は、当該広告掲載をした郵便封筒が消費するまでの間とする。

### (広告内容)

第4条 広告のデザイン及び内容などは、越生町のイメージを損なうことのないよう、申込者と調整してから掲載するものとする。

### (広告原稿の作成及び提出)

第5条 広告原稿は、町が指定する方法により申込者の負担で作成し、町が指定する期日までに提出するものとする。

### (所管課)

第6条 郵便封筒の有料広告の掲載に係る事務の所管課は、企画財政課とする。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

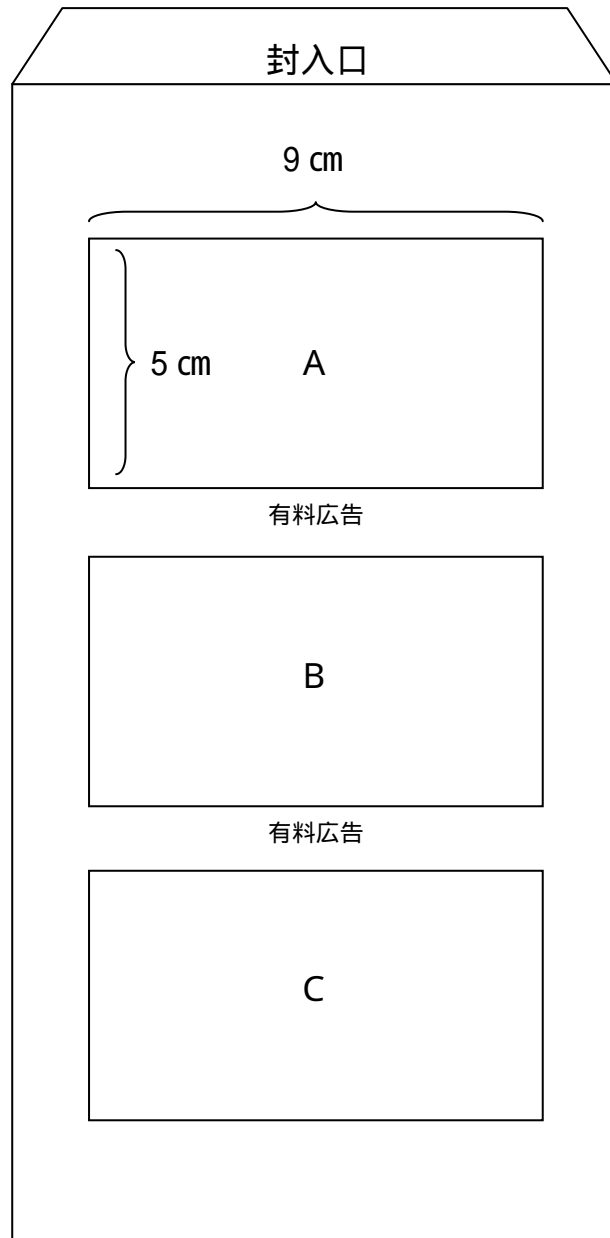
別表（第3条関係）

1. 広告掲載の規格等

規 格	長3規格	角2規格
掲載位置	郵便封筒の裏面 (別記のとおり)	郵便封筒の裏面 (別記のとおり)
掲載枚数	3枚(A・B・C)	3枚(A・B・C)
規 格	縦5cm×横9cm (1枚当たり)	縦7cm×横18cm (1枚当たり)
刷 色	単色刷(封筒表面の刷色 と同色)	単色刷(封筒表面の刷色 と同色)
枚数単位	10,000枚	10,000枚
掲載料金	15,000円	20,000円

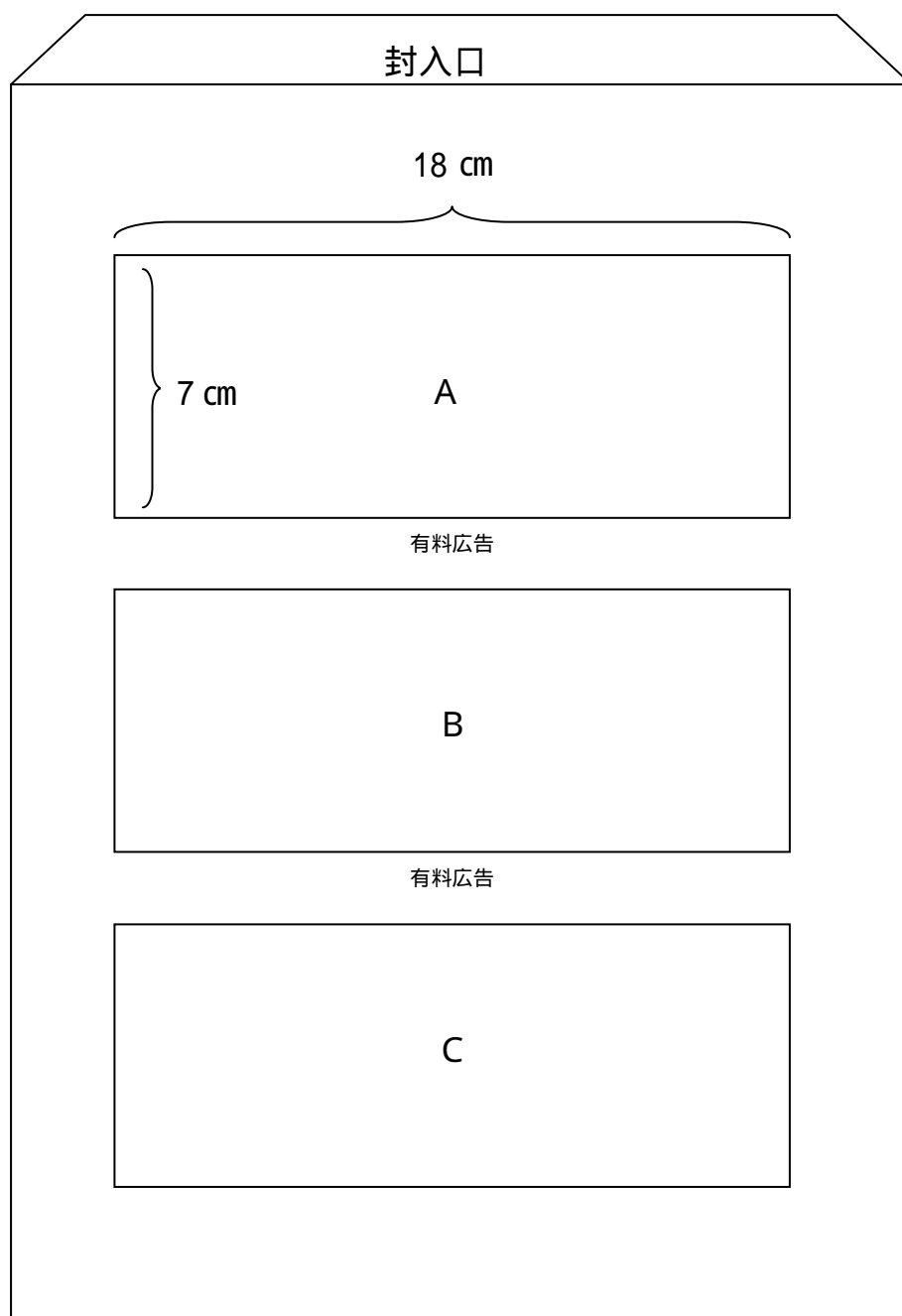
別記

長3規格封筒



( 郵便用封筒裏面の広告掲載例 )

## 角 2 規格封筒



( 郵便用封筒裏面の広告掲載例 )